

第1章

国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』

『国家の闇』

大手都市銀行を舞台に銀行員が犯した、巨額不正融資事件話の「銀行員を陰で操る3300億円の黒幕」に仕立て上げられた私が、29年の沈黙を破りマネーゲーム「国政と金」国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』その『闇』を全て語る！

国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』（以下、『国家犯罪』と記載。）と断罪する『国家の闇』を告発します。

本件詐欺事件デッチ上げの根源は、1988年(昭和63年)12月13日、国際業務を展開中の銀行に、大蔵省（現財務省）から国際決済銀行(BIS)が設定した「総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない」とする国際統一基準「BIS規制8%」が通達されたことなのです。

1981年（昭和56年）、我が国の銀行法が全面的に改正され、金融の証券化・金融の自由化・金融の国際化が進む中、国際金融経済社会で日本という敗戦国の金融機関「銀行」が目覚ましい業務活動を展開しました。

アメリカは1978年「国際銀行法」を制定し、イギリスも1979年「銀行法」が制定され、ドイツも1976年「信用組織法」の改正が行われ、フランスでも銀行行政の創設が行われ、カナダでは1980年銀行法の大改正が行われたのです。

我が国銀行業務の金融機械化、コンピュータ化が豊富な金融商品の品揃えを可能にする「証券業務の取り扱い」「金銭債権の取得又は譲渡」が掲げられ国際化、自由化、が進む国際金融市場で目覚ましい業務活動を行いました。

国際決済銀行(BIS)とは！

1930年に設立されたイギリス・フランス・アメリカ・ベルギー等、各国の中央銀行（日本銀行など）をメンバーとする組織でスイスのバーゼルに本部があり、各国の経済・金融の状況・金融政策・国際金融市場の状況などについて意見交換をし中央銀行相互の決済をする組織です。

簡単に説明するなら国際金融経済社会の番人なのです。その番人が国際業務を展開中の銀行に設定した「総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない」とする国際統一基準を通達したことは、我が国に宣戦布告をしたのです。

当時(昭和62年)我が国の民間企業「銀行」は、3%台だった自己資本比率で、国際業務を積極的に活動していました。ですから「BIS規制8%」は、国際業務を展開中の民間企業「銀行」にとって途方もなく高い水準でした。

政府金融首脳は、国際金融市場で我が国の「銀行を生き残らせる」ことこそ、幻の経済大国を維持する重要な証として、国際金融市場の番人である国際決済銀行(BIS)を欺く国際金融政策、国際金融戦争の『武器』を民間企業「銀行」に認めたのです。（後に、**国際金融政策の大失態となる『国家犯罪』**です。）

大蔵省「銀行局」は、金融機関内限定の条件付き極秘「特別プロジェクト」内で銀行の「貸出資産」を、銀行のダミー預金者名義で大口預金（定期預金・通知預金）を、一口50億円・一口100億円と何千億円も偽造し、売却する他行預金担保融資取引「BIS規制8%」クリア操作する、国際金融政策の大失態、国際金融犯罪を認めた『国家犯罪』と断罪する。

大蔵省「銀行局」は、大蔵行政として認めた銀行が銀行内で銀行のダミー預金者名義で作成した「数字」の不正運用及び高額の「金利とマージン」を吸い上げていた、不正と腐敗の限りを撒き散らした「金融公害」の元凶『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を、金融機関一体で完全に外部に隠蔽しなければ金融経済社会が破滅する。そうならば大蔵省の責任問題となり大蔵省が崩壊する危機に直面した。

海部政権が大蔵省を護ることが政権を護ること『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽することが「銀行の利益を護る」 そうすることが「国益に値する」などという愚かな政治判断を下したのです。

大蔵省「銀行局」が国際金融政策として銀行に認めた「BIS規制8%」クリア操作を隠れ蓑に、銀行が銀行のダミー預金者名義で180兆円～250兆円と言われる巨額な「数字」の損失金を発生させたのです。

大蔵省「銀行局」局長名で、全国銀行協会連合会、全国銀行（149行）そして支店を入れたら大変な数の各銀行に「BIS規制8%」クリア対策用に用いた他行預金担保融資取引の厳禁を通告し、今後「BIS規制8%」クリア操作を行った銀行と銀行員は「告訴」することを各銀行に通告したのです。

全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行に宛てた通達を御検証ください。



平 3 企 画 第 3 0 5 号
平 成 3 年 9 月 1 7 日

全 国 銀 行
企 画 担 当 役 員 殿

全 国 銀 行 協 会 連 合 会
社 会 的 責 任 に 関 す る 委 員 会
委 員 長 渡 辺 泰 行

業 務 運 営 体 制 の あ り 方 等 に 関 す る 改 善 措 置
に つ い て (そ の 1)

当連合会においては、最近における一連の不幸事件の発生等に鑑み、8月2日に、銀行の業務運営体制のあり方について申し合わせを行う等の対応を進めて参りました。各銀行におかれましても、この趣旨に沿って業務運営全般にわたって総点検を実施されていることと存じます。

当連合会においては、さらに過般の大蔵省からの要請「金融システムの信頼回復のための措置」などを踏まえ、9月2日の当委員会において別紙1の7項目について関係専門委員会で検討することを委嘱いたしました。その結果、去る13日の当委員会において、検討事項のうち、(1)事務管理体制の見直しについて、(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて、(3)他行預金担保融資の厳正化についての3点について、別紙2～4のとおり取りまとめ、本日の理事会に報告いたしました。

つきましては、本件の周知徹底ならびに実施について、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

おって、正式の通達は、全ての検討項目について当面の改善措置の取りまとめが終了した後、全体の整合性等も勘案のうえ集大成を行い、理事会の決定を経て、改めてご連絡申し上げることとしておりますので申し添えます。

以 上

当連合会においては、さらに**過般の大蔵省からの要請『金融システムの信頼回復のための措置』**などを踏まえ

全国銀行協会連合会、「社会的責任に関する委員会」が、当連合会においては、さらに**過般の大蔵省からの要請『金融システムの信頼回復のための措置』**などを踏まえ、全国銀行に『(1)事務管理体制の見直しについて(2)ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせについて(3)**他行預金担保融資の厳正化**について、別紙2～4のとおり取りまとめ本日理事会に報告いたしました』と通達した。

この事実が、**金融機関内限定の「BIS規制8%」クリア操作用他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」**を行っていた**事実**を立証した。

他行預金担保融資の厳正化を直視！

(別紙4) 「他行預金担保融資の厳正化について」をご検証ください。



(別紙4)

他行預金担保融資の厳正化について

預金担保融資については、自行預金を担保とすることが一般的であり、他行預金を担保とする場合は、実務的にも例外措置として、より慎重な取扱いが求められている。

過般の銀行員の不祥事件に関し、他行預金担保融資のあり方が問われていることを厳粛に受け止め、今般、当連合会では融資業務運営のあり方について検討してきたが、他行預金担保融資について、その厳正化を図るための措置を下記のとおり取りまとめた。

各銀行におかれては、本措置に沿った運営を行われたい。

記

1. 他行預金を担保とする融資は真にやむを得ない場合に限ることとし、採り上げる際にも例えば次の事項に留意するなど慎重に取り扱うこと。
 - (1) 預金証書・通帳など担保権の目的物について、その発行銀行に対し、その真正性を確認すること。
 - (2) 質権設定承諾に関し、承諾銀行に対し意思確認するとともに、質権設定承諾書など関係書類の真正性についても確認すること。
 - (3) 貸出金の資金用途、当該債務者の借入状況、資力等を十分に勘案し、融資の妥当性を判断すること。



(4) 担保の差替えにあたっては、差替え事由に留意するとともに、一時的にも無担保状況に陥らざるよう厳に留意すること。

2. 金融自由化が進展するなかにおいて、本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定上のリスク・ウェイトが高められたことにも鑑み、安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から、取扱規定・決裁権限・担保規定等の見直し・整備を図っていくこと。

以 上

『**過般の銀行員の不祥事件に関し、他行預金担保融資のあり方が問われていることを厳粛に受け止め～取りまとめた**』この『他行預金担保融資のあり方』が完全に「BIS規制8%」クリア操作を暴露しました。

全国銀行協会連合会「社会的責任に関する委員会」が全国銀行の企画役員宛に到達した『**他行預金担保融資の厳正化**』、全国銀行の企画役員が「BIS規制8%」クリア操作を認めた揺るぎない「証」です。

注目してください。

昭和63年から自己資本比率算定上のリスク・ウェイト20%で「BIS規制8%」クリア対策を実行した他行預金担保融資「銀行⇔ノンバンク」の取引が『本年3月末以降、他行預金担保融資の自己資本比率算定上のリスク・ウェイトが前述した通り100%に高められたことも鑑み』となり**厳禁**されたのです。

つまり、『本年3月末以降、他行預金担保融資の～安易な他行預金担保への依存を見直すとの観点から・・・』全国の銀行が、他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を実行していたことを立証し、全国銀行協会連合会が**厳禁**したのです。

そこに、ノンバンクが被害者になれる
「犯罪」は何処にも存在しないのです!

ノンバンクは、金融期間内限定条件として認められた「BIS規制8%」クリア操作の他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」以外に銀行とは経済取引が出来ないのです。当然のことですが、銀行員個人とも絶対に経済取引は出来ないので

本件は、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げた！

大蔵省「銀行局」が、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げた目的を立証する。

大蔵省「銀行局」の目的は、各銀行**極秘「特別プロジェクト」**内で、銀行ぐるみ銀行の**ダミー預金者名義で大口預金**（定期預金・通知預金）を、一口50億円・一口100億円と何千億円も「金銭の伴わない」預金担保債権を「約束手形債権」(CP)金融商品一式・譲渡性預金担保債権 (CD)一式を偽造した。この銀行ぐるみ犯した「有価証券偽造」を隠蔽することでした。

各銀行は「**BIS規制8%**」クリア操作を行い、**得た融資金に銀行が金利を加えて、ノンバンクの担保になってる、銀行のダミー預金者名義の大口預金**（定期預金・通知預金）一口50億円・一口100億円を、正規な、銀行の**ダミー預金者名義の大口預金**（定期預金・通知預金）一口50億円・一口100億円を作成してすり替えたのです

各銀行は、銀行ぐるみ収益第一主義に走り、銀行の**ダミー預金者名義の大口預金**（定期預金・通知預金）一口50億円・一口100億円を取り崩してバブル景気に湧く各市場で運用したのです。

国民を踊り狂わせた、狂乱マネーゲーム「**バブル経済社会**」の構築と崩壊を招き、多くの人々を自殺に追い込んだその挙句に、銀行の**ダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた。**

大蔵省「銀行局」は、**ダミー預金名義人**に知られることなく収束処理をするため**銀行員個人が、ノンバンクから何千億円も騙し取った、**はじめから『この世に存在しない』犯罪を、第一幕・第二幕と、ノンバンクの「被害金」をデッチ上げ、富士銀行は「肩代わり」東海銀行は「**債権譲渡契約書**」で「**粉飾決算**」した。

大蔵省「銀行局」が、はじめから『この世に存在しない』犯罪を、デッチ上げた全体像を記述する。

本件詐欺事件をデッチ上げた全体像を述べる。1981年（昭和56年）我が国の銀行法が全面的に改正され、自民党金融族議員と大蔵官僚と癒着した金融護送船団が犯した国際金融政策の大失態、国際金融犯罪が原因で、国民を踊り狂わせた狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を構築し崩壊を招いた。

その挙句に、銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた『国家犯罪』マネーゲーム「国政と金」。まさに『国家の闇』を平成3年、海部政権が大蔵省に隠蔽を指示した。

大蔵省「銀行局」が、国法を無視して金融機関・報道機関・司法機関を総動員して、大手都市銀行を舞台に銀行員がノンバンクから2600億とか630億などという巨額な融資金を騙し取った、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ隠蔽した。

その手口は、『警察・検察の闇』闇の執行人たちが、はじめから『この世に存在しない』第一幕・第二幕、本件詐欺事件話をデッチ上げ、私をはじめ十数人の一般市民を被告人と公訴提起したのです。

大蔵省「銀行局」の指示どおり、裁判所が『裁判所の闇』闇の執行人となり「主文 被告人を懲役11年に処する。」を宣告し「罪なき犯罪者」に仕立て上げ投獄し「29年の時と財産」を奪い取った。

大蔵省「銀行局」が平然と残酷な、残虐な、非情な、卑劣な、隠蔽工作を行った、信じたくない『闇』を証拠を提示して立証します。

以上、大蔵省「銀行局」が、はじめから『どこにも犯罪が存在しない』犯罪をデッチ上げた全体像です。

金融機関・報道機関・司法機関の闇

金融機関の闇が、富士銀行に「汚れ役」を押し付けられた、富士銀行赤坂支店渉外課長と『報道機関の闇』新聞報道で共犯者にデッチ上げられた大手企業の社長である借受名義人は、司法機関の闇、闇の執行人捜査員から連日取調室で朝から夜遅く認めるまで拷問です。

借受名義人は銀行から「VIP特別融資枠」と信じて株・不動産に運用していた融資金を有りもしないノンバンクの融資金を「使っただろう！」と「脅され！」「騙され！」「司法取引！」に屈して、はじめから『この世に存在しない』犯罪話を認めさせられた無念。

その挙句に、大蔵省「銀行局」の方針に従い、裁判官が、判決「主文被告人を懲役11年に処する。」を宣告し刑務所に行く無念と辛さ残酷な、残虐な、非情な、卑劣な『基本的人権』の無視としか表現する以外ない国家権力の暴挙です！

東海銀行秋葉原支店事件も同様に得意先係支店長代理と共犯者にデッチ上げられた大手企業の社長である借受名義人は連日、取調室で拷問です。銀行から「VIP特別融資枠」と信じて株・不動産に運用していた融資金を有りもしないノンバンクの融資金を「使っただろう！」と「脅され！」「騙され！」「司法取引！」に屈して、はじめから『どこにも犯罪が存在しない』犯罪話を認めて長期の刑を宣告され刑務所に行く無念と辛さ・・・

家族、友人、強いては周辺にいる善意の人たちをも巻き込み、生命、生活権をも奪った権力の暴挙に対して筆舌に尽くし難い憎しみ、怒りを持っています。

私以外、今でも海部内閣の生贄になった『真実』を誰も知らず「犯罪者」のままです。大蔵行政が生き残るため、私同様に金融機関以外の借受名義人は「生贄」にされ「29年の人生」を奪われた「真相」を誰も知りません。

みなさんはまだ自民党独裁政権を信じますか？

私は信じません。私だけが、警視庁の取調室から完全黙秘して裁判所でも、徹底的に最高裁まで約12年闘いました。私は29年かけて、自民党派閥政治の悲劇を身をもって体験した「当事者」として、一人でも多くの人たちに、大蔵行政の国際金融政策の大失態、国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を知らせることに、信念を持って生きてきました。

若干41歳で海部内閣が『銀行員を操る3300億円の黒幕』に仕立て上げた、男の生き様『我が人生・ハザンへの道』ハザンの大自然を覗いてください。

みなさん、国家権力の暴挙をどうか「他人事と思わず」一人でも多くの人々に、信じられない隠蔽の「事実」、信じたくない隠蔽工作の「現実」を知らせるのが『室岡塾』の役目と共鳴して、旋風を巻き起こす風（塾生）になっていただきたいのです。

詐欺事件話を解明するのに29年の時を費やした原因。

本件、はじめから『この世に存在しない』詐欺事件話を解明するのに29年の時を費やした原因は、大蔵省「銀行局」の方針に従い、司法機関（警察・検察）が、『闇』の執行人となり**第一幕**、富士銀行赤坂支店事件を**銀行員が預金担保債権を偽造した融資話**と**第二幕**、東海銀行秋葉原支店事件を**銀行員が犯した協力預金担保融資話**と処理した、**第一幕と第二幕を分けるまで**29年の時を費やした。

第一幕、**銀行員が銀行内で犯した預金担保債権偽造融**で被害者富士銀行赤坂支店事件の処理を行っている時、衝撃的な現職大蔵大臣橋本龍太郎氏が「BIS規制8%」クリア操作に関与したことで、新たに司法機関（警察・検察）が、『闇』の執行人となり、銀行内の犯罪から銀行外の被害者ノンバンクを騙した犯罪**協力預金担保融資話**を、デッチ上げたことなのです。

富士銀行が、使用者責任としてノンバンクの被害金を「肩代わり」し、被害弁済する「粉飾決済」を為し損失金として、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」を、平成4年3月末回収不能債権、一括償却「粉飾決算」不正会計処理した。

第二幕、大蔵省「銀行局」の方針に従い、司法機関（警察・検察）が『闇』の執行人となり、東海銀行秋葉原支店事件を**銀行員が犯した協力預金担保融資話**をデッチ上げ、「債権譲渡契約書」で銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」を「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」を企て不正会計処理をした。

29年の時を費やした何よりも大きな鉄の壁が「常識」です。

誰もが、金融機関・報道機関・司法機関を信用しています。信頼し切っています。それが「常識」です。誰も私が、はじめから『この世に存在しない』非常識な詐欺事件話と訴えても、相手にしません。非常識な立証をすることが29年の時を費やす最大の「常識」と言う鉄の壁が大きく立ち塞ぐことが原因でした。

私以外の富士銀行赤坂支店事件・東海銀行秋葉原支店事件の銀行員も借受名義人（代表取締役社長）が、はじめから『この世に存在しない』詐欺事件話を認めていることなのです。

捜査員から取調室で毎日朝から夜まで「巨額な不正資金を使っている」と脅され「VIP 特別融資金を使った不正資金など知らない」どれだけ説明しても「使った事実だ」と責められ、言葉の拷問を受ければ、社員が何千人もいる社長でも最後は認めさせるのが権力です。

絶対に勝てません。後に客観的証拠で立証しますが、銀行員もノンバンク融資担当者とグルになり借受名義人をデッチ上げているのですから、借受名義人が何を言っても無駄です。

今、借受名義人が「債権譲渡契約書」を確認して、銀行とノンバンクのシステム化された「BIS 規制 8 %」クリア操作、民事取引を知ったら、海部内閣大蔵行政の隠蔽工作（マッチ・ポンプ）その「真相」知ったら私同様に気が狂います。

大きな鉄の壁（常識）をぶち破ることができたのです。

無法国家に鉄の壁（常識）はいらない非常識の世界です。太陽が西でも南でも北でも昇らせることができる無法国家のデッチ上げ話です。

衝撃的な国際保険金詐欺！

大蔵行政の最終目的こそ、私を何かなんでも有罪「犯罪者」に仕立て上げ、東海銀行の「粉飾決算」した、総額630億円の穴埋めをさせるため、英国の保険組合ロイズに総額660億4243万円の保険金支払請求をさせて、保険金総額660億4243万円を騙し取り損失補償した、**衝撃的な国際保険金詐欺**を図ったことなのです。

海部内閣大蔵省「銀行局」の方針に従い、『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽した『金融機関の闇』・『報道機関の闇』・『司法機関の闇』（警察・検察・裁判所の闇）闇の執行人が犯した「職務犯罪行為」を、証拠を提示して立証します。

29年の時を費やし学んだ足跡。

大手都市銀行を舞台に行われた「巨額不正融資事件」の実態と取引状況そして何よりも、私が「使った」とデッチ上げた巨額融資金の「正体」を知ることが、身の潔白を証明できる手段として、法廷審理で身の潔白を立証できる様々な取引関係資料収集を行い、六法全書・法律用語辞典・金融用語辞典等を購入して勉強しました。

私は、東京拘置所のテレビカメラ監視付の三畳の独居房で朝から就寝前まで資料の解明、解析を毎日、毎日刑務所に移監されるまで述べ9年半も行なったのです。

また平成4年、弁護団に本件事件専用の訴訟対策オフィスを銀座に設置し、スタッフ（21名）による検察官開示資料に基づく融資金の追跡を実行し、ことさらに隠蔽された部分の資料開示等を裁判所の公務所照会（14件）弁護士照会（現在まで189件）等、資料収集したのです。

ノンバンクの「融資金の流れ」を追う「検察チャート」に対する「弁護士チャート」まで作成し裁判所に提出した。事件に関わる全ての帳票類を調べた平成4年12月25日から平成9年3月18日、一審判決前夜まで本件の調査に使用したコピーの枚数は優に約43万枚を超えたのです。

今日大蔵省「銀行局」が、本件詐欺事件デッチ上げを凶った、そう断言できる、その根拠こそ、検察官開示資料・東海銀行民事訴訟開示資料・29年間ありとあらゆるところに足を運び、莫大な資金を使って「証拠物」を集め調べてきた結果、**はじめから『この世に存在しない』**詐欺事件話を「二件」第一幕・第二幕とデッチ上げたのです。

それも不思議なことに、第一幕・第二幕、それぞれ「被害者」をノンバンクとしていますが、第一幕、犯罪構造を預金担保債権の偽造、犯罪取引構造「ノンバンク⇔銀行」と第二幕、犯罪構造を協力預金名下の預金担保融資、犯罪取引構造「ノンバンク⇔借受名義人」をデッチ上げた、はじめから『この世に存在しない』犯罪を立証することができたのです。

大蔵省「銀行局」が『本件詐欺事件』話をデッチ上げた、その深層には恐るべき『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽した、警察官・検察官・裁判官の「職務犯罪行為」を、客観的に、公的に記録された証拠で証明することができたのです。

『検察の闇』闇の執行人となり柳検察官が自らの栄進のため大蔵省「銀行局」の方針に従い公訴権濫用「職務犯罪行為」を犯して裁判所に公訴提起した、証拠です。

起訴（一）

平成4年1月7日、オリックスアルファ株式会社から借受名義人株式会社ウェイアウトスポーツと有限会社マッシュを、協力預金、各50億円の借受名義人に仕立て上げて、100億円を騙し取った「詐欺、有印私文書偽造、同行使」話をデッチ上げて起訴した。

犯罪取引構造 「オリックスアルファ⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ」

犯罪構造 オリックスアルファ から借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をし100億円を騙し取った、はじめから『この世に存

在しない本件詐欺事件』話第二幕をデッチ上げたのです。

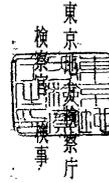
平成4年1月7日付、起訴状。

平成3年枚第36240号

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

平成四年一月七日



東京地方裁判所 殿

新 復 入

森本 孝



室 岡 克 典

公 訴 事 実

被告人森本孝は、



被告人岡名は、株式会社

ウエイアウトスポーツ（以下「ウエイアウトスポーツ」という）代表取締役吉川一と共

謀の上

第一 ウエイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ（以下「マッシュ」という）の各名

義でオリックス・アルファ株式会社（以下「オリックス・アルファ」という）から

融資金名下に金員を隠取しようと企て、平成三年六月一〇日ころ、東京都中央区京

橋二丁目八番一八号所在オリックス・アルファに電話をかけ、同社東京営業第一節



営業第一課川合潤治に対し、ウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義でオリックス・アルファから借り受ける金員を、いったんは秋葉原支店にウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するもの、これを解約して費消する意図であつて、オリックス・アルファのために右預金に質権を設定する意思も、その質権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウェイアウトスポーツとマッシュが五〇億ずつ協力預金してくれることになった。秋葉原支店に通知預金して担保設定するので融資をお願いしたい。」旨申し向けて融資方を申し込み、右川合を介しオリックス・アルファ代表取締役湯村康をして、貸付金をもって預け入れられる右各五〇億円の通知預金に同社のため質権設定の承諾がなされ、貸付金の回収を確実にし得るものと誤信させ、よつて、同月一日、同社係員をして、同区京橋二丁目八番一八号所在株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座から、同都千代田区神田平河町三番地一所在秋葉原支店のウェイアウトスポーツ名義の通知預金口座及びマッシュ名義の同口座に、五〇億円から利息分を差し引いた各四億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させ、合計九七億五、七九四万五、二〇六円を騙取し

第二 同日、前記秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしいままに、質権の対

象を前記ウェイアウトスポーツ及びマッシュ名義の各通知預金とし、質権設定者を右各社、質権者をいづれもオリックス・アルファとする質権設定承諾依頼書二通の各質権設定承諾者欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店支店長本谷絃三」と刻した記名印及び「東海銀行秋葉原支店」と刻した印鑑をそれぞれ冒捺し、もつて秋葉原支店長本谷絃三作成名義の質権設定承諾書二通を偽造した上、同日、同所において、前記川合に対し、右偽造に係る質権設定承諾書二通を真正に成立したものに装って一括交付して行使したものである。

罪 名 及 び 罰 則

第一 欺 詐 刑法第二四六条第一項、第六〇条

第二 有印私文書偽造、同行使、同法第一五九条第一項、第一六一条第一項、第六〇条

柳検察官は、民事不介入の大原則を無視して、はじめから『この世に存在しない』第二幕、銀行員個人がウェイアウトスポーツ・マッシュ名義で「協力預金」名下の預金担保融資取引を オリックスアルファに持ちかけ 100 億円騙し取った犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資も犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」の取引が存在しない。

その証拠「債権譲渡契約書」です。

甲
第
一
八
號
證
の
一
〇



債権譲渡手形委託書

平成 4 年 1 月 16 日

住 所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社

代表取締役 豊 勝

住 所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行

代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社 を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者（以下、丙という）株式会社 ウェイアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾億千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送付するものとする。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。
なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾式億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金五億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以 上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証したのです。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」（預金債権）を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」を立証したことになります。

1、債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の

割合による遅延損害金債権金2億5000万円」(原文まま)と記載されています。

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14,6%(1億3457万4915円)で合意し「債権譲渡契約書」を締結した。

当然のこと『遅延損害金が14,6%』であれば、明らかな民事取引です。

この契約は、東海銀行取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが秋葉原支店内で銀行員個人が預金担保債権を偽造してノンバンクを騙したとしても、対外的には「有効」な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と承認したことなのです。

当然のこと、オリックスアルファも取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが承認したことなのです。

東海銀行の目的は、オリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結することで銀行ぐるみ偽造した「有価証券偽造」を立証した取引関係書類(原本)を「有効」な「約束手形債権」(CP)金融商品一式と「質権」を確認した上で取引関係書類(原本)を回収することだったのです。

そして、ダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で発生させた50億円「数字」の損失金を被害者でも無い、オリックスアルファを被害者に仕立て上げ公に被害金50億円に金利2億5000万円を付けて被害弁済する「**粉飾決済**」を為し、損害金として回収不能債権を一括償却する「**粉飾決算**」**不正会計処理**を図ったのです。

粉飾決算：会計用語の一つで、会社が不正な会計処理を行い、内容虚偽の財務諸表を作成し、収支を偽装して行われる虚偽の決算報告を指す。

オリックスアルファが被害者になれる「**金融犯罪**」は何処にも存在しないのです。オリックスアルファは「**BIS規制8%**」クリア操作用の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行った事実が、取引に使用された預金担保債権「**約束手形債権**」(CP)金融商品一式が立証したのです。

オリックスアルファが被害者になれる
「**金融犯罪**」はこの世に存在しない！

その証拠は、オリックスアルファが平成3年6月13日～平成4年1月16日まで秋葉原支店以外に作成することが出来ない「**BIS規制8%**」クリア操作用の預金担保債権「**約束手形債権**」(CP)金融商品一式を所持していた事実です。

約束手形：手形振出人が受取人または受取人が指図した者への手形金の支払いを約束して手形受取人に振出交付する有価証券。この際に、手形の発行者のことを振出人といいます。現在、流通している手形のほとんどが約束手形である。手形は要式証券で、1. 約束手形文言、2. 単純な支払約束 - 条件付ではないこと、3. 手形金額、4. 満期、5. 支払地、6. 受取人、7. 振出地、8. 振出日、9. 振出人の署名（記名捺印でもよい）の記載される必要がある。（手形法 75 条）

債権譲渡契約書：債権をその同一性を失わせないで、譲渡人（旧債権者）から譲受人（新債権者）に転移することを言い。新旧債権者間に契約によって成立する。

指名債権：債権者が特定している通常の債権。債権者とは、特定人（債務者）に対して、一定の給付をなすべきことを請求しうる者。

他行預金担保融資取引：銀行が自行預金を担保に貸付をする例は非常に多くあるが、

他行預金を担保にとる例はあまりありません。それは預金者は自己の定期預金を直ちに資金化する必要が生じたときは、通常の場合、その定期預金をした銀行から預金担保貸付を受けるか、期限前解約をしてもらえばよいからである。

これに対して、他行預金の担保取得はもっぱら指名債権質の方法によって行われている。指名債権に対する質権の設定は、質権者と設定者との合意によって成立し、もし質入債権の証書があれば、その交付によって効力が生じ、質入債権の債務者に対する通知、またはその承諾によって第三債務者に対する対抗要件を備えることになり、さらにこの通知または承諾に確定日付を付することによって、その他の第三者に対して対抗要件を備えることになる。(第3部『室岡塾』で証拠書面、用語解説を提示しています。)

手形取引及び取引当事者の確認。

東海銀行とオリックスアルファは、この債権譲渡契約で譲渡の対象として「約束手形による貸付金」と明記されているように、東海銀行とオリックスアルファはこの契約によって、今回の融資が手形による取引であり、その債権は手形債権であることをお互いに認めた。

前述したとおり、この融資が手形による取引であることを認めたということは、手形取引の当事者が「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」である真相をお互いに認めたということであり、債権譲渡契約第二条によって、東海銀行は「約束手形債権」(CP)金融商品一式を回収し、その手形取引の精算をしたということです。

そして、東海銀行は、質権とともに債権を譲り受けたのであるから、質権の対象となる預金の存在までもお互いに確認した。

ここで、断言できることはオリックスアルファは平成3年6月13日、実行した本件「巨額詐欺事件」の被害者にはなれません。何故なら、オリックスアルファは平成3年6月13日、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」の経済取引を大手金銭貸付業者として金融機関内限定の民事取引をシステムどおり行い金利と手数料を得ていただけです。追起訴(二) 追起訴(三) 同様です。

追起訴(二)

平成4年1月28日、協和商工信用株式会社から借受名義人株式会社ウェア

ウトスポーツを協力預金、30億円の借受名義人に仕立て上げて、30億円を騙し取った「詐欺有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げて起訴した。

犯罪取引構造 「協和商工信用株式会社⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ」

犯罪構造 協和商工信用株式会社 から借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない本件詐欺事件』話第二幕をデッチ上げたのです。

追起訴（三）

平成5年3月3日、総合ファイナンスサービス（株）から借受名義人、出島運送株式会社を協力預金150億円の借受名義人に仕立て上げて150億円を騙し取った、「詐欺有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げて起訴した。

犯罪取引構造 「総合ファイナンスサービス⇔株式会社出島運送」

犯罪構造 総合ファイナンスサービスから借受名義人が協力預金名下の預金担保融資取引をした、はじめから『この世に存在しない本件詐欺事件』話第二幕をデッチ上げたのです。

後に立証しますが追起訴（三）は「司法検察最後の墓」となった、公訴提起でした。私は、東海・富士不正融資事件の全ての法廷に弁護人と速記者を入れていたのです。富士銀行事件と東海銀行事件の立証証拠が全てを明らかにしたのです。

本「告発書面」で訴えべきことは「法治国家」の刑事裁判として許されない、検察官の「公訴事実」を立証すべき証拠が、全てコピー偽造した立証証拠だった事実です。

そして大きな問題こそ、国の予算の全ての権限を独占する大蔵省（現 財務省）の方針に従って柳検察官の「公訴事実」が「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」を企てた『国家の陰謀』を裁判所が百も承知していながら「公訴

棄却」を宣告しない『裁判所の闇』闇の執行人が訴訟指揮する「無法国家」の法廷なのです。

我が国の刑事訴訟法では

検察官が公訴を提起するには、起訴状を裁判所に提出しなければならない。起訴状の記載は厳格であることが要求される。起訴状に記載すべき事項としては、まず第一に、被告人の氏名、次に公訴事実、すなわち裁判の対象となる「公訴事実」訴因を明示して記載するのです。特に、出来る限り犯行の日時、場所、方法をもって特定するよう要求されています。更に罪名、適用すべき罰条を示して記載するのです。

信じられないことです！

本件の起訴状に記載された裁判の対象となる「公訴事実」訴因、特に「犯行の日時、場所、方法」が、はじめから『この世に存在しない』ことが、弁1号証「資金繰表」で立証されたのです。後に一つ一つ「証拠の書面」で立証しますが、起訴状に記載された「公訴事実」が、はじめから『この世に存在しない』のです。信じられないことですが事実なのです。

公訴権の濫用！

国家機関である柳検察官は「起訴独占主義」犯罪を起訴し訴追する権限、公訴権を持っているのです。その貴殿が『国家の陰謀』つまり大蔵省「銀行局」の方針に従って、はじめから『この世に存在しない』公訴事実話をデッチ上げ、立証すべき証拠をコピー偽造した事実は、公訴権の濫用であり職務犯罪行為と断言する。

『裁判所の闇』

皆様「無法国家」の刑事裁判を立証した判決書を『審判』してください。

平成4年4月30日、私は東京地方裁判所第104号、公開の法廷の場で、大手都市銀行を舞台に銀行員が犯した「巨額不正融資事件」の「銀行員を操る

「3300億円の黒幕」に仕立て上げられ、マスメディアの好奇の目に晒されたのです。

平成4年4月30日、何千人が傍聴券を求め列をなす東京地裁104号大法廷第一回法廷が、はじめか『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して公判審理を開廷したのです。

裁判長 認印		平成四年(初)第一号等	
第一回公判調書(手続)			
被告事件名	被告人の氏名	出頭別	
詐欺 A B有印私文書偽造 同行使	A 森本 享 B 室岡 克典	出頭 出頭	
公判をした年月日	平成四年四月三〇日	裁判所	
公判をした裁判所	東京地方裁判所刑事第一一部		
裁判長裁判官	吉本 徹也		
裁判官	戸倉 三郎		
裁判官	河本 雅也		
裁判所書記官	八木 敏夫		
検察官	半田 秀夫 山上 秀明		
出頭した弁護士	A 小串 静夫 B (主任) 小松 正富		
	永山 忠彦 本多 藤男 相原 英俊 後藤 邦春 榎本 峰夫 田中 健恵		

(50・1・10,000 編)

加二字

人定質問	A 氏名 森本 享 生年月日、職業、住居及び本籍は起訴状記載のとおり B 氏名 室岡 克典 生年月日及び本籍は起訴状記載のとおり 職業 会社員 住居 東京都保谷市新町六丁目六番
釈明	被告人室岡について 主任弁護人 本日付け「公訴事実に関する求釈明申立書」と題する書面記載のとおり。
検察官	いづれも冒頭陳述または証拠調べの段階で明らかにする。現段階では釈明の要なし。 被告人室岡 各起訴状記載の詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について
被告人室岡	各起訴状記載の詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について

最高裁判所 九号の一

主任弁護人	ておりません。 本日付け「被告事件についての陳述要旨」と題する書面記載のとおり (主任弁護人、弁護人永山、同本多、同相原、同後藤、同榎本連名のもの)。
検察官の冒頭陳述	本日付け冒頭陳述要旨記載のとおり
証拠調べ等	証拠等関係カード記載のとおり(「期日」欄に①と表示したもの)
弁論の分離	裁判長 本件から被告人室岡克典に対する平成四年刑罰第一号及び同第八六号各詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件を分離する旨決定
証拠調べ等	右分離した被告事件につき指定告知した次回期日 平成四年五月二十八日午前十一時
指定告知した次回期日	平成四年六月一五日午前二時
裁判所書記官	八木 敏 東京地方裁判所刑事第一一部 平成四年五月十八日 右は謄本である 東京地方裁判所刑事第一一部 裁判所書記官 八木 敏

最高裁判所 九号の一

平成四年刑(わ)第一号、同第八六号 詐欺、有印私文書偽造・同行使
被告事件

公訴事実に関する求釈明申立書

被告人 室 岡 克 典

右の者に対する頭書事件について、弁護人は、起訴状及び追起訴状に記載された各公訴事実につき、原因を特定し被告人が適切な防禦活動をなし得るよう左記の諸点について、檢察官に対し釈明を命じられたく、申立をする。

平成四年四月三〇日

主任弁護人 小 杉 正 富

東京地方裁判所刑事第一一部 御中

記

一 各詐欺事件について、被害者に対する欺罔の実行行為をしたものは誰か。
二 各私文書の各偽造、偽造私文書の各行使の実行行為をしたものは誰か。
三 被告人は、本件各犯行の一部でも、また他の者と共同してでも、実行行為を行っているか。
四 被告人と相被告人森本享との間の共謀、被告人と吉川一との間の共謀について、それぞれ、
(一) 共謀のなされた日時場所
(二) 共謀の態様及び内容
を明らかにされたい。

右は謄本である
平成四年四月三日
東京地方裁判所刑事第一一部
裁判所書記官 八木 敏 夫

以上

主任弁護人は全て承知していたのです。

主任弁護人は「告訴状」「逮捕状請求書」「起訴状」公判検事の「冒頭陳述書」を立証する証拠が(写)そして、平成4年2月5日東海銀行が私の預金12億8300万円に対して提訴した「債権仮差押命令申立書」を立証する証拠が(原本)確認して、『国家犯罪』を大蔵省「銀行局」の方針に従い国民に隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知した上で「有罪」を宣告することで「現実化」するための法廷を知っていたのです。

法曹三者(裁判官・弁護人・検察官)は『国家犯罪』(免許取り消し)が公になれば銀行が倒産します。金融経済社会が破滅し、隠蔽した司法が破綻する『現実』を承知した、その上で政府の方針に従い公判審理を行い、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「現実化」するため、主文「被告人を懲役11年に処する。」を宣告し私を「罪なき犯罪者」に仕立て上げたのです。

証拠は『公訴事実に関する求釈明申立書』なのです。

誰でも『公訴事実に関する求釈明申立書』を読めば、訴因となる「公訴事実が、はじめから『この世に存在しない』まさに「闇夜のカラスを撃つ」がごとき審理をする常軌を逸した柳検察官の公訴提起に対して書面で公判検事に「公訴を取り下げなさい。」そして裁判所にも「公訴棄却」の手続きに入ることが司法「最後の砦」と国民に信頼されている裁判所の役目と主任弁護人が警告した「証」として書面で残したのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、我が国の金融経済社会の破滅を回避するためはじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して法曹三者（裁判所・検察官・弁護人）が、開廷した、不思議な、異常な、絶対に開廷してはならない法廷です。

この日から平成9年3月19日までの約5年間、私は東京地方裁判所、公開の法廷で、弁護団を組織し「偽造証拠書類による公訴の手続きそのものが違法」と主張して、公判検事と徹底的に闘いました。

当然のことですが、第1回公判から全ての公判に速記者を入れ、裁判所の公判調書と違う箇所を法廷で指摘し、何度も確認作業をする異常な、刑事裁判を約5年、闘いました。

本当に酷い「無法国家」を立証した刑事裁判です。

平成8年12月9日、検察側は私に対し「本件において酌むべき有利な情状は全く認められず、厳格な処罰が必要である」と「懲役14年」を求刑した。

実はこの日、突然私の実父がこの世を去りました。父は、タイ王国で病気の為に静養していたのですが、今回の騒動で多大な迷惑を掛ける結果になったまま、痛恨の事態になってしまい、悔やんでも悔やみきれず、本当に無念でなりません。

私は弁護人に裁判の延期を頼みました。何度も必死に頼みました。しかし、裁判所は冷酷にも無視したのです。私をはじめ、家族、友人、強いては周辺にいる善意の人たちをも巻き込み、生命、生活権をも奪った権力の暴挙に対して、筆舌に尽くし難い憎しみ、怒りを持っております。

そして弁護人が最終弁論で、当方からの証拠書面について指摘した数々の歴然とした、違法行為・問題点について「弁論要旨」で強く主張しました。

最終弁論「弁論要旨」の一部です。

『裁判所におかれては、先入観を捨て、作られた証言供述にとらわれることなく、動かし難い客観的証拠を基にし、経済の常識、社会の常識に照らして、証拠を虚心に検討吟味されることを求める。そうすれば、犯罪がないのに証拠を全て偽造し事件を作り上げて、同氏を起訴した検察官の行為が、公訴の手続がその規定に違反したため無効である場合に該当するとして刑事訴訟法 338 条 4 号（当時の）により公訴棄却の判決をせざるを得なくなるものと、弁護人は確信している。われわれは、ここに、公訴棄却の申立をするものである』

全く身に覚えがない『銀行員を操る 3300 億円の黒幕』という汚名をマスコミ、そして『警察・検察の闇』が一体となり、本件「詐欺事件」を作り上げて既成事実とした客観的証拠を「裁判所」に呈示し、経済社会の常識で絶対に「被害者ノンバンクと借受名義人の取引は存在しない」と裁判で訴え立証も「弁 1 号証」から「弁 518 号証」まで裁判所に証拠請求し採用され徹底的に訴えました。

しかし、平成 9 年 3 月 19 日、裁判所は経済の常識、社会の常識そして証拠書面に歴然と残る数多くの違法行為・矛盾点・問題点を全く無視し、判決主文「罪となるべき事実」を職責を放棄してデッチ上げ「懲役 11 年に処する」と宣告したのです。

『裁判所の闇』闇の執行人がデッチ上げた「罪となるべき事実」！

前代未聞のはじめから「この世に存在しない詐欺事件」話の審理を、一審東京地方裁判所が「無法国家」の刑事裁判を立証した審理を約5年開廷した結果、判決書「主文 被告人を懲役11年に処する」という「罪となるべき事実」をデッチ上げ宣告した。

しかし、この「判決」こそ誤判などではなく、「法」を無視した『検察の闇』闇の執行人が犯した公訴権濫用の暴挙を承知して、大蔵省「銀行局」の方針に従い、裁判官が判決書の「罪となるべき事実」をデッチ上げ、自ら闇の執行人となり、司法に対する信頼を否定した訴訟指揮「恥」を暴露したのです。

平成9年 3月19日、東京地方裁判所が判決「主文 被告人を懲役11年に処する。」を宣告しました。これが「無法国家」の刑事裁判を立証した「判決」即ち「証拠物件」です。

平成9年3月19日宣告 裁判所書記官 玉木勇

平成四年刑附第一号、第八六号、平成五年刑附第三六四号

判決

本籍
住居
職業

室岡克典

右の者に対する詐欺、有印私文書偽造、同行使被告事件について、当裁判所は、
 検察官川村明夫並びに主任弁護士永山忠彦、弁護士後藤邦春、同依田敬一郎、同小
 林美智子及び同近藤直子各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主文
 被告人を [] に処する。
 未決勾留日数中四五〇日を右刑に算入する。
 訴訟費用は被告人の負担とする。

理由
 (罪となるべき事実)
 被告人は、金融業等を営んでいたものであるが、
 第一 東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店(以下「秋葉原支店」という。)の得意先担当の支店長代理として同支店の得意先に対する貸付け、預金業務等を担当していた森本享及び株式会社ウエイアウトスポーツ(以下「ウエイアウトスポーツ」という。)代表取締役吉川一と共謀の上、

オリックス・アルファ株式会社（以下「オリックス・アルファ」という。）から預金担保による融資の名目で金員を騙し取ろうと企て、

「ウエイアウトスポーツ及び有限会社マッシュユ（以下「マッシュユ」という。）の各名義でオリックス・アルファから借り受ける金員をいったんは秋葉原支店にウエイアウトスポーツ及びマッシュユの各名義で通知預金するもの、これを解約して費消する意図であつて、オリックス・アルファのために右各預金に質権を設定する意思も、右質権設定について秋葉原支店支店長の承諾手続をとる意思もないのに、平成三年六月一〇日ころ、森本において、

「オリックス・アルファに電話をかけ、東京営業第一営業第一課係員の川合潤治に対し、ウエイアウトスポーツとマッシュユが五〇億円ずつ協力預金してくれることになつたので、預金担保で融資をお願いしたい旨嘘を

言つて融資を申し込み、川合を介してオリックス・アルファ代表取締役湯村康に、貸付金を原資として秋葉原支店に預け入れられる五〇億円ずつの各通知預金にオリックス・アルファのために質権が設定され、かつ、右質権設定について秋葉原支店支店長の承諾がなされ、貸付金を確実に回収できるものと誤信させ、よつて、同月一三日、オリックス・アルファの係員をして、同区京橋二丁目八番一八号株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座から、秋葉原支店のウエイアウトスポーツ名義及びマッシュユ名義の各通知預金口座に、五〇億円から先取り利息分を差し引いた各四八億七九七万二六〇三円ずつ（合計九七億五七九万五二〇六円）を振込送金させて、これを騙し取つた。

二 同日、森本において、秋葉原支店で、行使の目的をもつて、ほしいままに、

裁判所が「罪となるべき事実」で主張する、詐欺事件の被害者オリックスアルファ株式会社は、債権譲渡契約書が証明した通り平成3年6月13日、全く別な民事・商事の法に則した預金担保債権「約束手形債権」（CP）を用いて東海銀行秋葉原支店を取引相手に「東海銀行秋葉原支店⇔オリックスアルファ株式会社」をシステムどおり実行して金利稼ぎをしていただけなのです。

そこに、裁判官の主張する「欺罔」も「誤信」も「騙取」もなく、「罪となるべき事実」にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がないのです。

もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのです。

事実が違ふ、と分かっているながら作成した判決文でありデッチ上げ、そのものです。しかし、裁判所がこのような意図的に誤った判決文を出す、即ち「デッチ上げる」とは誰もが考えもしないでしょう。それくらい国民は裁判所を信用し、信頼しているから『闇』に気が付かないのが現実です。

皆様、先進国たる日本の裁判所は、理性も良識も正義も無い、有るのは残酷な、残虐な、非常な「無法国家」を立証した『闇』です。

『裁判所の闇』なのです！

裁判長が、職責を捨て恥を背負ってまでも立身栄達だけを目指し、札幌高等裁判所長官にまで昇り詰めたのが、何よりの証なのです。

そうです。『裁判所の闇』闇の執行人裁判官までもが客観的証拠を故意に無視し、私を「犯罪者」に仕立て上げたのです。そうしなければ、国と銀行が銀行ぐるみ犯した『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』その『真実』の姿が白日の下に晒されるのです。そうなれば、我が国の金融経済社会の破滅が公になるのです。

何よりも問題なのは、『警察の闇』闇の執行人が「現実に行われた商行為」に対する「民事不介入の大原則」を犯した、「職務犯罪行為」により「巨額詐欺事件」の「被疑事実」を完全にデッチ上げて、逮捕状請求書を偽造したことなのです。

この「偽造証拠による逮捕請求行為」自体が憲法違反であり、絶対に許し難い基本的人権を無視した、その深層に渦巻く『国家の陰謀』を企てたことなのです。

後に、東京地方裁判所の裁判官が訴訟指揮をした、約5年の公判審理を記録した公判調書全てを公開します。国民の皆様は真剣にこの法廷がなぜ裁判官が全員途中で変わり、公判検事は5人も変わる有様を検証ください。「無法国家」の刑事裁判が見えます。

平成9年3月19日、東京高等裁判所に控訴したのです。

私は、当然控訴しました。一審で「詐欺事件」の加害者と判示された(株)ウェイアウトスポーツが弁護人を頼み、被害者と判示されたオリックス・アルファに対して、これだけの巨額取引をした当事者から税務対策関係調査として内容証明書で面会を要求したのです。

その結果、オリックス・アルファは代理弁護人が面会して、(株)ウェイアウトスポーツとは取引はしていない、あくまでも東海銀行秋葉原支店と取引をしたと、主張したのです。つまり、ここでも「詐欺事件」の犯罪取引構造そのものが存在しないことが判明したのです。

二審法廷で、検察官は第一幕『銀行の闇』を立証しました。

大蔵省（現財務省）黙認の下に金融機関一体で作り上げた、東海銀行秋葉原支店が作成した銀行員個人による「有印私文書偽造同行使」罪を立証するための、秋葉原支店内で行なわれた「預金担保融資取引」（70件）、コピー偽造「約束手形交付簿」（36枚）等、多数の立証証拠が恥も外聞もなく開示した挙句に、4名の証人調べを請求したのです。

後に驚くべき、衝撃的な「国際保険金詐欺」を立証しますが、一審第二幕の判決では「債権譲渡契約書」が無効となり「粉飾決算」が、暴露されます。「ノンバンク⇔借受名義人」では東海銀行の使用者責任が発生しません。後に証拠を提示して立証します。

そもそも、刑事裁判においては、検察官は十分な証拠によって、疑いを容れる余地なく被告人の犯罪が認定できなければ、被告人を有罪にしてはならないのです。

検察官が一審で「有罪」であるのに、二審で補充捜査して、証拠を収集した立証証拠（甲1～甲75号証）として証拠請求し、それが採用され、取調が行われたということは、原判決に誤りがあり、そのことを検察官が認め、裁判所も認めたということなのです。

検察官が補充捜査により収集し提出した証拠は、当初の捜査の時点から存在していたのに、隠されていたものであり、本件がデッチ上げられた「詐欺事件」であることを明確に裏付けています。私は、東京拘置所で、この「約束手形交付簿」（36枚）を弁護人から差し入れされた時は、本当に涙が止まりませんでした。

これで、銀行員が法廷で証言した東海銀行秋葉原支店内の約束手形取引の立証できる、今まで弁護団が刑事法廷も民事法廷でも開示するよう、再々請求しても、絶対に開示してこなかったものです。

私は、この「約束手形交付簿」の解明解析を薄暗い独房で目を真っ赤にして毎日毎日、朝から晩まで徹底的に行い、75件の秋葉原支店内取引に使用された約束手形（246葉）、つまり246回（ジャンプも入れ）秋葉原支店内で「BIS規制8%」クリア操作が行われていたことが立証できたのです。

その結果、検察官再捜査が皮肉にも「真相」を隠蔽する目的で、大蔵省「銀行局」の方針に従い金融機関一体で『銀行の闇』となり、銀行員個人による犯罪行為を机上で「有印私文書偽造同行使」話をデッチ上げ、刑事司法を悪用する「粉飾決算」不正会計処理を実行したことが、判明したのです。

私は、控訴審に出廷しませんでした。
犯罪者でないのですから、当然と考えたのです。

そして、平成11年3月26日、判決「控訴棄却」が宣告されました。

平成11年3月26日、東京高等裁判決が「控訴棄却」を職責を放棄して自ら「恥」を宣告した「証」です。私は法廷に出ていません。理由は法曹三者（検察官・裁判官・弁護人）がデッチ上げた『この世に存在しない詐欺事件』話に参加することは出来ません。

この控訴審こそ『銀行の闇』が最初にデッチ上げた銀行内で銀行員が犯した「有印私文書偽造同行使」罪、被害者東海銀行を立証してしまいました。

平成11年3月26日、最高裁判所に上告したのです。

私は最高裁に対して約4年間、毎週、火曜日と金曜日に何万枚もの書面を提出して「BIS規制8%」クリア操作、この「真相」を隠蔽するために刑事司法を悪用した不正会計処理を目的とした「詐欺事件」デッチ上げ「基本的人権」を無視された憲法違反であることを、必死に訴えました。（今でも田舎の倉庫に複写した書面が保管されてる。）

しかし、最高裁も我が国の金融システムを護るため「BIS規制8%」クリア操作を悪用した「真相」を何が何でも国民に隠蔽するしかなく、私の主張を無視し平成15年3月27日、最高裁で上告棄却決定し、11年の実刑が確定したのです。

私はどうしても、この「決定」が納得できず、平成15年3月30日、最高裁に異議申立書（333ページ）を提出したのです。しかし、平成15年4月11日、最高裁は「異議申立書」却下の決定をしたのです。

憲法の下に保障されている私個人の人権を踏みにじって、違法な逮捕状請求書の手続きで無理矢理に、まったく身に覚えのない「被疑者」に仕立て上げられた挙句に、懲役11年の有罪判決で投獄されたのです。

平成15年3月27日、最高裁が「上告棄却決定」を職責を放棄して自ら「恥」を宣告し11年の実刑が確定した「証」です。
平成15年3月30日 最高裁に「異議申立書」提出。
平成15年4月11日 最高裁が「異議申立書」却下を職責を放棄して自ら「恥」宣告しました。これで懲役11年が決定した。

こうして、私は「犯罪者」に仕立て上げられたのです。

最高裁までもが「裏事情を十分に理解し同情して」有罪判決を宣告したとしか考えられない事実がある。私は裁判所から、一審450日、二審650日、最高裁900日、合計2000日という異例の長さの未決通算を貰いましたが、11年の実刑4000日の丁度半分の囚ったような2000日の残刑を刑務所で過ごした。

法曹関係者によれば、最高裁では「あり得ない長さ」の900日未決通算の日数なのだそうです。私はまったく身に覚えのない「犯罪者」にされ、人間を番号で処遇し自由を奪う辛い長期の獄中生活を強制される「受刑者」となりました。

書きつくせない29年、色々なことがありました。

刑務所に収監されてからも資料の解明、解析を続けていた時、大手都市銀行の預金課長が横領で同房に入りました。はじめは、ほとんど口を聞きませんでした。休日「室岡さん、やめたほうがいいですよ、殺されますよ」そう言い、当時（平成3年）に行われた「BISの闇」を話してくれました。

それでもやめない私に、伝票を作成する端末機の記号の読み方、各役職の承認コード等、色々銀行実務を教えてくださいました。ノンバンクからの入金伝票を解明することで、ノンバンクから秋葉原支店に振込送金手続きがデッチ上げられている『真相』が明らかになり、本当に役立ちました。

本件詐欺事件の「逮捕状請求書」をデッチ上げた張本人！

それは平成20年10月2日、私が「懲役11年」の謂れなき刑を満期で刑務所から社会復帰したわずか3ヶ月後の平成20年12月18日です。

元警視庁警視、萩生田勝氏（平成3年警視庁特別捜査本部、東海銀行秋葉原支店事件捜査班、主任捜査員）が、当時（平成3年）の秋葉原支店事件を捜査した捜査状況を講談社が出版した『警視庁捜査二課』ノンフィクション本第三章バブル経済事件（東海銀行秋葉原支店不正融資事件）として、記載された内容が『リアル・ストーリー』暴露本（自白）となったのです。



警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ、萩生田勝氏が誇りを捨て『警察の闇』闇の執行人となり国策捜査を指揮し本件「詐欺事件」話を台本どおりデッチ上げた、張本人の暴露本（自白）だったのです。

私は、平成22年2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損損害賠償請求」を提訴したのです。

平成24年6月11日、地裁で私と萩生田勝氏、相互に90分の証人尋問を行い萩生田勝氏は当時、警視庁特別捜査本部で東海銀行秋葉原支店事件捜査班50名の捜査員を指揮していた中心的人物であった事実を自ら「証言」し『警察の闇』が犯した国策捜査（職務犯罪行為）を暴露したのです。

平成25年1月23日、一審判決で「勝訴」したのですが平成25年1月31日、萩生田勝氏及び講談社が控訴し、平成25年4月22日、東京高等裁判所で控訴審が行われ即日結審したのです。平成25年5月29日午後1時10分「名誉毀損損害賠償請求」に勝訴し賠償金も頂きました。

裁判の公判調書が本件詐欺事件デッチ上げを解明するのに非常に役立ちました。

そして、銀行法に基づいた東海銀行業務規則規程集(約3000ページ)、特に銀行業務・実務手続・関係の伝票、帳票類の手続きを目から血のにじむ思いで熟読し、勉強したのです。

東海銀行は店舗数計280店舗で海外支店も11店舗あり職員数、11,754名います。本件政府首脳が企てる隠蔽工作の舞台になった、東海銀行秋葉原支店は280店舗数の中の一店舗なのです。何故秋葉原支店が選ばれたのか？

そこで、私は東京拘置所の独居で約3年東海銀行の経営状況を分析しました。

東海銀行・富士銀行・住友銀行そして三菱銀行の流動性預金・定期預金・通知預金を解明・解析しました。91年の損失金を92年3月末の決算期に「粉飾決算」を用いた損害金の一括償却処理を解明・解析しました。

先進国たる日本の裁判所は、「闇」です！

皆様、我が身になって真剣に今の経済社会状況を考えて、この暴挙の深層に存在した、東海銀行秋葉原支のダミー預金者名義で630億円という「数字」の巨額損失金を発生させた不正腐敗を立証する客観的諸証拠を検証してくだされば、一目瞭然に「真相」が判ります。

皆様に、この「判決」こそ大蔵省と東海銀行が図った『国家の陰謀』まさに630億円の「粉飾決算」と総額660億4243万円の「国際保険金詐欺」を企て損失補償した、恐るべき金融犯罪と断罪する『国家の闇』です。

私が論証した、『国家の闇』その『真実』を隠蔽した『銀行の闇』・『警察の闇』そして『検察の闇』を立証した「証拠の書面」を、その目で確認したとき、日本の裁判所が、なぜ証拠も法も論理も無視した判断をしたのか。

答えは、我が国の金融経済社会の破滅と司法機関の崩壊を国民に隠蔽するため、さらなる『国家犯罪』東海銀行の630億円の「粉飾決算」と総額660億4243万円という「国際保険金詐欺」に加担する結果を招いたのです。

これでは裁判官が、全くその職責を放棄してまでも我が国の金融経済社会が破滅した「数字」を何が何でも国民に隠蔽したものと、国民は驚くことになります。

法廷論争の中で、誰の目にも明らかな、警察・検察の違法行為「職務犯罪行為」があったからこそ、この29年間の日々は『真実の追及』ということだけに労力と気力を費やす時間が流れ信念だけが心の支えでした。

だが、この29年間があったからこそ『真実』を解明でき、国民に大蔵省と東海銀行が企てた『国家の陰謀』まさに630億円の「粉飾決算」と総額660億4243万円の「国際保険金詐欺」を公表できる「生き証人」となれるのです。

以上、29年の時を費やし学んだ足跡です。

要参考文献

- 伊藤正直・大貫摩里・森田泰子『1990年代における金融政策運営について』
(日本銀行金融研究所、2018年)
- 岩田一政・左三川郁子『金融正常化へのジレンマ』
(日本経済新聞出版社、2018年)
- 岩田規久男『日銀日記』(筑摩書房、2018年)
- 岩村充『金融政策に未来はあるか』(岩波新書、2018年)
- 太田康夫『金融失策 20年の真実』(日本経済新聞出版社、2018年)
- 翁邦雄『ゼロ・インフレ下の金融政策について』
(日本銀行金融研究所、1999年)
- 翁邦雄『日本銀行』(ちくま新書、2013年)
- 翁百合『銀行経営と信用秩序』(東洋経済新報社、1993年)
- 桂木明夫『リーマン・ブラザーズと世界経済を殺したのは誰か』
(講談社、2010年)
- 加藤出『日銀、「出口」なし!』(朝日新聞出版、2014年)
- 上川龍之進『日本銀行と政治』(中公新書、2014年)
- 軽部謙介『ドキュメント ゼロ金利』(岩波書店、2004年)
- 軽部謙介『検証 バブル失政』(岩波書店、2015年)
- 軽部謙介『官僚たちのアベノミクス』(岩波新書、2018年)
- 軽部謙介・西野智彦『検証 経済失政』(岩波書店、1999年)
- 川嶋稔哉・中林真幸『1990年代末から2000年代における銀行不良債権処理の進行』
(金融庁金融研究センター、2014年)
- 木内登英『異次元緩和の真実』(日本経済新聞出版社、2017年)
- 木下智博『金融危機と対峙する「最後の貸し手」中央銀行』
(草書房、2018年)
- 木村剛『竹中プランのすべて』(アスキーコミュニケーションズ、2003年)
- 鯨岡仁『日銀と政治』(朝日新聞出版、2017年)
- 黒田東彦『財政金融政策の成功と失敗』(日本評論社、2005年)
- 後藤田正晴『情と理』(講談社、1998年)
- 五味廣文『金融動乱』(日本経済新聞出版社、2012年)
- 小宮隆太郎・日本経済研究センター編『金融政策論議の争点』(日本経済新聞出版
社、2002年)

- 清水功哉『デフレ最終戦争』（日本経済新聞出版社、2016年）
- 清水真人『経済財政戦記』（日本経済新聞出版社、2007年）
- 清水真人『財務省と政治』（中公新書、2015年）
- 白川方明『現代の金融政策』（日本経済新聞出版社、2008年）
- 白川方明『中央銀行』（東洋経済新報社、2018年）
- 高橋温『金融再編の深層』（朝日新聞出版、2013年）
- 竹中平蔵『構造改革の真実』（日本経済新聞出版社、2006年）
- 内藤純一『戦略的金融システムの創造』（中央公論新社、2004年）
- 中井省『やぶにらみ金融行政』（財形詳報者、2002年）
- 永野健二『バブル』（新潮社、2016年）
- 中原伸之『日銀はだれのものか』（中央公論新社、2006年）
- 西川善文『ザ・ラストバンカー』（講談社、2011年）
- 西野智彦『検証 経済迷走』（岩波書店、2001年）
- 西野智彦『検証 経済暗雲』（岩波書店、2003年）
- 西野智彦『平成金融史-バブル崩壊からアベノミクスまで』（中公新書）
- 西村吉正『金融行政の敗因』（文春新書、1999年）
- 西村吉正『日本の金融制度改革』（東洋経済新報社、2003年）
- 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』（金融財政事情研究会、2011年）
- 藤原作弥『カラムコラム 素顔の日銀総裁たち』（日本経済新聞社、1991年）
- 前田裕之『ドキュメント銀行』（ディスカヴァー・トゥエンティワン、2015年）
- 三重野康『日本経済と中央銀行』（東洋経済新報社、1995年）
- 三重野康『赤い夕陽のあとに』（新潮社、1996年）
- 三重野康『利を見て義を思う』（中央公論新社、2000年）
- 村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究〈上〉形成編』『「同〈下〉崩壊編』（東洋経済新報社、2002年）
- 村松岐夫編著『平成バブル先送りの研究』（東洋経済新報社、2005年）
- 村山治『特捜検察VS金融権力』（朝日新聞社、2007年）
- 山口敦雄『りそなの会計士はなぜ死んだのか』（毎日新聞社、2003年）
- 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』（講談社、2014年）
- 朝日新聞経済部『金融動乱』（朝日新聞社、1999年）
- 共同通信社社会部編『崩壊連鎖』（共同通信社、1999年）
- 内閣府・経済社会総合研究所
『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策』（2010年）
- 日本銀行『日銀レビュー：欧州におけるマイナス金利政策と短期金融市場の動向』

(日本銀行金融市場局、2016年)

日本銀行『2003年度の金融調節』『2005年度の金融市場調節』
『金融市場レポート』『金融システムレポート』(日本銀行、2004年～)
日本経済研究センター編『激論マイナス金利政策』

(日本経済新聞出版社、2016年)

日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』

(日本経済新聞出版社、2000年)

日本経済新聞社編『金融迷走の10年』(日本経済新聞出版社、2000年)

日本経済新聞社編『リーマン・ショック5年目の真実』

(日本経済新聞出版社、2014年)

日本経済新聞社編『黒田日銀 超緩和の経済分析』

(日本経済新聞出版社、2018年)

預金保険機構『預金保険機構年報』(預金保険機構、2013年～)

小山 嘉昭『全訂 銀行法』

小山嘉昭『銀行法精義』

小山嘉昭『銀行法』(平成4年、大蔵財務協会)

小山嘉昭『詳解 銀行法』(平成16年、金融財政事情研究会)

太田康夫『バーゼル敗戦 銀行規制をめぐる闘い』日本経済新聞出版(2011/5/26)

鈴木健二『歴代総理、側近の告白—日米「危機」の検証 毎日新聞社(1991/6/1)

上川龍之進『日本銀行と政治-金融政策決定の軌跡』(中公新書)

吉本貞昭『世界史から見た日清・日露大戦争—侵略の世界史を変えた日清
日露大戦争の真実』

西村克仁『バブル世代教師が語る平成経済30年史』

山家悠紀夫『日本経済30年史: バブルからアベノミクスまで』(岩波新書)

金子勝『平成経済衰退の本質』(岩波新書)

村山 治『ルポ 内部告発 なぜ組織は間違うのか』(朝日新書)

事件の時間経過

海部政権が企てた隠蔽工作で国際金融犯罪・『国家犯罪』を国民に隠蔽した
その『真実』の姿を正しく認識いただけるように事件の時間経過をまとめて
お示しします。

昭和61年(1986年)12月～平成2年(1990年)2月、世の中がバブル

景気に沸き、株式・不動産・商品先物・貴金属などの各種市場に投資するだけでボロ儲けができる世相だったのです。

- 平成3年7月25日、富士銀行が赤坂支店の 2600億円の巨額不正融資事件としてマスコミにリークし自行の行員を警視庁に告訴。
- 平成3年7月26日、協和埼玉銀行が80億円の不正融資事件として、自行行員を東京地検特捜部に告訴。
- 平成3年7月29日、東海銀行が秋葉原支店630億円の巨額不正融資事件として、自行行員を警視庁に告訴。
- 平成3年9月5日、東京地検特捜部が協和埼玉銀行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。同日、金融証券首脳の国会喚問が実施され、結果的に10月18日橋本龍太郎蔵相が引責辞任。
- 平成3年9月12日、事件が地検特捜部から地検刑事部に担当替えとなり「一刑事部事件」に押さえ込む姿勢が顕在化。
- 平成3年9月12日、警視庁が富士銀行赤坂支店行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。
- 平成3年9月30日、警視庁が東海銀行秋葉原支店行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕状請求。
- 平成3年11月20日、警視庁が私を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕状請求し、逮捕状を東京簡易裁判所から発布。
- 平成3年12月17日、私と銀行員が「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。
- 平成4年1月7日、私を銀行員との共同共謀正犯として100億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴（一）公訴提起。
- 平成4年1月7日、私を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で再逮捕。
- 平成4年1月16日、東海銀行が金融商品を「有効」であるとして債権譲渡契約を締結。
- 平成4年1月28日、私を30億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴（二）公訴提起。
- 平成4年2月5日、私の住友銀行預金約13億円を東海銀行が仮差し押え。
- 平成4年4月30日、東京地方裁判所104号法廷で審理が開始された。
- 平成4年12月22日、第7回公判で犯罪行為不存在が立証された。
- 平成5年2月10日、私を150億円の「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で再々逮捕。
- 平成5年3月3日、私を150億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起

訴（三）公訴提起。

平成5年6月21日、東海銀行が私に対し損害賠償請求を提訴。

平成7年11月27日、第43回公判で「約束手形債権」（CP）が証拠採用。

平成9年3月19日、一審判決で「懲役11年」が宣告され控訴。

平成10年10月16日、東京高裁で審理が開始されたが、私は法廷に出廷せず。

平成11年3月26日、東京高裁判決「控訴棄却」。

平成11年3月26日、最高裁に上告。

平成15年3月27日、最高裁で上告棄却決定し11年の実刑が確定。

平成11年3月29日、東海銀行が私を287億円余りの損害賠償請求を根拠に東京地裁に破産申し立て。

平成15年3月30日、最高裁に「異議申立書」提出。

平成15年4月11日、最高裁「異議申立書」却下決定により収監。

平成15年5月20日、一審450日、二審650日、最高裁900日、合計2000日という異例の長さの未決通算を受け、4000日の丁度半分の囚ったような残刑を刑務所で過ごす。

平成20年10月2日、仮釈放を断り刑期満了で刑務所を出所。

平成20年12月18日、萩生田勝氏の著書『警視庁捜査二課』が講談社から出版。

平成21年8月28日、講談社に内容証明を送付。

平成22年2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損損害賠償」を提訴。

平成22年9月17日、株式会社室岡克典政治経済研究所設立。

平成22年10月27日、株式会社医療法律総合研究所設立。

平成22年11月19日、第1弾として「公開質問状」をインターネットで公開。

平成23年8月8日、株式会社メディカルバイオラボ設立。

平成24年2月26日、第2弾「東海銀行秋葉原支店不正融資事件の真相」をインターネットで公開。

平成24年6月11日、地裁で相互に90分の証人尋問で、萩生田勝氏が当時の捜査を指揮していた中心的人物であった事実を自ら証言。

平成25年6月15日、「名誉棄損損害賠償」勝訴が確定し損害金を戴いた。

平成26年5月29日、第3弾「近日公開」youtubeで動画を公開。

(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>)

平成26年8月19日、第4弾「絶賛公開中」youtubeで動画を公開。

(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>)

- 平成 27 年 5 月 27 日、株式会社室岡克典政治経済研究所「勉強会」開始。
- 平成 28 年 4 月 1 日、特定非営利活動法人（NPO）カルナを設立。
- 平成 28 年 4 月 8 日、株式会社 日越裾野産業支援機構設立。
- 平成 28 年 5 月 8 日、第一回 ベトナム視察団ハノイ・ホーチミン視察。
- 平成 28 年 6 月 14 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省を訪問。
- 平成 28 年 6 月 16 日、ベトナム社会主義共和国 ハザン省「協力合意書」締結。
- 平成 28 年 7 月 31 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第一回 50 名の視察団派遣。
- 平成 28 年 10 月 14 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第二回 35 名の視察団派遣。
- 平成 28 年 12 月 13 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第三回 35 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 2 月 14 日、株式会社日本ハザン裾野産業支援機構設立。
- 平成 29 年 2 月 21 日、株式会社日本ハザン裾野産業支援機構投資ライセンス授与式
- 平成 29 年 3 月 21 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第四回 35 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 4 月 17 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省視察団来日。
- 平成 29 年 6 月 7 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第五回 68 名の視察団派遣。（一周年記念式典）
- 平成 29 年 7 月 28 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第六回 60 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 8 月 26 日、『我が人生、ハザンへの道』出版。
- 平成 29 年 10 月 28 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第七回 60 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 11 月 22 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第八回 60 名の視察団派遣。
- 平成 29 年 11 月 27 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省合弁会社ライセンス授与式（フック首相・梅田大使列席）
- 平成 30 年 2 月 4 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第九回 60 名の視察団派遣。
- 平成 30 年 4 月 2 日、ベトナム社会主義共和国ビンググループ（リチウムイオン電池開発協力合意書）締結。

- 平成 30 年 5 月 11 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十回 60 名の視察団派遣。（マンガン工場視察）
- 平成 30 年 8 月 8 日、ベトナム社会主義共和国に日越資源開発株式会社設立
- 平成 31 年 1 月 19 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十一回 60 名の視察団派遣。
- 平成 31 年 4 月 15 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十二回 60 名の視察団派遣。（タングステン事業合意）
- 令和 1 年 7 月 5 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十三回 60 名の視察団派遣。
- 令和 1 年 9 月 21 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十四回 60 名の視察団派遣。
- 令和 1 年 11 月 7 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十五回 60 名の視察団派遣。
- 令和 1 年 12 月 28 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省ドンバンタングステン鉱山視察
- 令和 2 年 1 月 9 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省ドンバンタングステン鉱山事業合意。
- 令和 2 年 3 月 23 日、ベトナム社会主義共和国ハザン省 第十六回 視察団派遣コロナウイルスのため中止。

私は、ハザン省に延べ 54 回、スタッフ（8 名）と一緒にしています。

- 令和 2 年 5 月 27 日、勉強会『室岡塾』を始める。
- 令和 2 年 6 月 30 日、第一回『室岡塾』メールマガジンで配信。
- 令和 2 年 7 月 10 日、第二回『室岡塾』メールマガジンで配信。
- 令和 2 年 8 月 8 日、第三回『室岡塾』メールマガジンで配信。

『我が人生、ハザンへの道』告発編を出版するため原稿に没頭したのです。

『我が人生、ハザンへの道』告発編を出版すること決意したのは

- 平成 22 年 11 月 19 日、第 1 弾「公開質問状」をインターネットで公開した。
- 平成 24 年 2 月 26 日、第 2 弾、東海銀行（現 三菱 UF J 銀行）秋葉原支店を舞台とした、本件「詐欺事件」デッチ上げの概要をイ

ンターネットで公開した。

平成 26 年 5 月 29 日、第 3 弾「近日公開」動画を作成し youtube で公開した。
(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>) アクセスが 27 万ありました。

平成 26 年 8 月 19 日、第 4 弾「絶賛公開中」youtube で動画に客観的証拠を公開した。
(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>) アクセスが 7 万ありました。

youtube で動画を公開し約 34 万人ものアクセスがあり、多くのご意見、ご感想を頂戴したことなのです。

平成 27 年 5 月 27 日から、毎日たくさんの人達と会い、9 月 3 日からはじめから『どこにも犯罪が存在しない』本件詐欺事件話を追及する「勉強会」が始まりました。

最初は 20 名でしたが、11 月の「勉強会」では 100 名を超え、会場を借りなければならぬ状況となり「美しい日本を取り戻す JAPAN PRIDE の復活」を旗印に NPO 法人「カルナ」を設立したのです。

カルナ会員と毎週、火曜日・木曜日「勉強会」を開きました。また月一度の「報告会」を催し、参加する会員もどんどん増えて 1500 名を超えたのです。特に高齢者の会員さんが多く、会員の平均年齢は当時は 61 歳でした。

平成 28 年 4 月 8 日、株式会社 日越裾野産業支援機構 設立。同年 5 月 8 日、第一回 ベトナム視察団ハノイ・ホーチミン視察。同年 6 月 16 日、ベトナム 社会主義共和国ハザン省と「協力合意書」を締結させていただきました。

不思議なのですが、この ベトナム ハザン省との出会いが、私の心の中にあつた「苦しんだ」「辛かった」人生を忘れ去ることができたのです。

平成 28 年 6 月、私はベトナムの北の方のハザン省に出会いました。

ハザン省の山の上で、私は一人壮大な自然を観ている時に、自然と涙がとめどなくあふれはじめ 涙が止まらない、そこに忘れていた「ふるさと」があつたのです。

蝶々をみて、父のことが…、母のことが…、赤とんぼをみて、自分の中にあった幼少の頃が…、そして驚くことに心の中から国に対する憎しみ、怒りは消えていました。

この大自然「ふるさと」が私を待っていたのです！

私は、安倍政権の「アベノミクス」から始まった「大嘘」特に高齢者に対する年金・介護・災害対策等に呆れ果て第二の人生をベトナム社会主義共和国ハザン省で暮らす決意をしたのです。

私同様に「悩み」「苦しみ」「辛い」日々を過ごす多くの人達に「見せたかった」「見てほしかった」ここに貴方方の「ふるさと」がありますよ！

日本人が忘れてしまった「ふるさと」がここにはありますよ！

そして、平成28年7月31日、ベトナム社会主義共和国ハザン省視察団（50名）と、この大自然「ふるさと」を一緒に見る事ができたのです！

ハザン省外務局の人たちが、敬老の日に私の「敬老会」を開いてくださいました。その時初めて、自分が66歳になっている「現実」を知ったのです。そして、日本経済新聞を見たら、敬老の日を迎えた65歳以上の人が、3,461万人も居る事実を知りました。すぐに色々な情報収集に入りました。ビックリしました。日本経済を支えた「老人たち」が大変なことになっている現状です。

私は、ハザン省機能回復病院との協議に入りました！

今一人でも多くの高齢者の方が「介護問題」で「悩み」「苦しんでいる」、その家族が「安心して」「安価」で入れる「介護施設」としてハザン省機能回復病院の施設を提供することができないものか？と考えたからです。

高齢者の方々が「安心して」「安価」で暮らすことのできる第二の人生（セカンド・ライフ）を送る基地（ステーション）を建設しました。

素晴らしい、長野県の田舎同様な「ふるさと」、何よりも「温泉施設」があるハザン省機能回復病院こそ「安心して」「安価」で高齢者の人達の介護の心配することなく第二

の人生（セカンド・ライフ）を過ごせる楽園です！

連日必死になり、ハザン省と機能回復病院と交渉した結果、平成28年9月24日ハザン省機能回復病院と「協力合意書」を締結しました。ハザン省機能回復病院と現地法人 株式会社 日本ハザン裾野産業支援機構が協力して運営する「協力合意書」を締結したのです。そして大きな資源開発のプロジェクトを私の第二の人生（セカンド・ライフ）として日々邁進しています。

平成29年3月からハザン省機能回復病院施設改装工事を計画し、同年5月末完成したのです。同年6月8日、ハザン省主催の株式会社日越裾野産業支援機構との「協力合意書」締結一周年と機能回復病院施設完成記念パーティーが催されました。

蘇ったのです。素晴らしい施設です。

恐ろしい『真実』を知った私を「ハザンの大自然」が救ってくれたのです！41歳からの「我が人生」を奪い取った、国際金融犯罪・『国家犯罪』に対するその怒り・悔しさ・苦しみ・もがき・生きることさえ辛かった、そんな時にハザンと出会いました。私をなぜか、大自然が優しく包み込んで救ってくれたのです。

しかし、不謹慎ですがコロナ感染症で時間を与えてくれました。もう一度『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』をじっくり見直しました。『室岡塾』に導いてくれたおかげで、国際金融犯罪・『国家犯罪』の深層に渦巻く『闇』その解明に集中することができたのです。

29年です。国際金融犯罪・『国家犯罪』の深層に渦巻く『闇』を全て解明できました。本当に人の人生は分からないものですね。つくづく人生、人として生きる素晴らしさは、多くの人と出逢うことです。
以上。